

平成28年(健厚)第648号

平成29年11月30日裁決

主文

後記第2の5記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)上の適用事業所であるa社(以下「本件事業所」といい、事業主としての法人を「本件会社」という。)の代表取締役であり、本件事業所において平成○年9月21日から、健康保険及び厚生年金保険(以下、併せて「社会保険」という。)の被保険者資格を有していた。
- 2 請求人は、平成○年11月29日に脳出血を発症し、従前と同一の労務に服することが困難であったため、平成○年3月1日から平成○年8月31日までの期間(以下「本件対象期間」という。)につき健保法第99条に規定する傷病手当金を受給することとし、本件会社は、本件対象期間に係る請求人の報酬を0円とした。
- 3 本件会社は、請求人の報酬額が平成○年9月から月額5万円に変更されたとして、同年○月○日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)○○年金事務所(以下「○○年金事務所」という。)に対し、請求人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下「月額変更届」という。)を提出した。
- 4 ○○年金事務所は、請求人に係る本件対象期間の社会保険の被保険者資格に疑義があるとして、本件会社に月額変更届を返戻するとともに、請求人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(資格喪失日:平成○年3月1日。以下「資格喪失届」という。)及び、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(資格

取得日:平成○年9月1日。以下「資格取得届」という。)の提出を促したため、本件会社は資格喪失届及び資格取得届を提出した。

- 5 機構は、平成○年○月○日付けで、本件会社に対し、請求人について、資格喪失日を平成○年3月1日とする健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の喪失を確認し、資格取得日を平成○年9月1日とする健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得を確認する旨の処分(以下、併せて「原処分」という。)をした。
- 6 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本裁決書添付の別紙1及び別紙2のとおりである。

第3 問題点

- 1 健保法第3条第3項第2号は、「法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの」を、厚年法第6条第1項第2号は、「法人の事業所又は事務所であって、常時従業員を使用するもの」を、それぞれ各法上の適用事業所(以下、単に「適用事業所」という。)とすると規定しているところ、健保法第3条、第39条及び第48条並びに厚年法第6条、第9条、第12条、第18条及び第27条の規定によると、健康保険の適用事業所に使用される者及び厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者は、適用除外される者を除いて、被保険者となるが、その資格の取得及び喪失は、事業主の届出若しくは被保険者若しくは被保険者であった者の請求に基づき、又は職権で厚生労働大臣の確認によってその効力を生ずるとされている。
- 2 本件の場合、本件事業所が、社会保険の適用事業所であることについては、当事者間に争いはなく、機構が、本件対象期間につき、請求人には社会保険の被保険者資格がないとしたことについて、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件対象期間について、請求人が、本件事業所に使用され

る者として、被保険者資格を有していたと認めることができるかどうか、ということである。

#### 第4 事実の認定及び判断

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(略)

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 健保法第3条第1項に「この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者……をいう。」と規定され、同法第35条に「被保険者(……)は、適用事業所に使用されるに至った日……から、被保険者の資格を取得する。」と、同法第36条に「被保険者は……その事業所に使用されなくなった……日の翌日から被保険者の資格を喪失する。」と規定されている。また、厚生法第9条に「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定され、同法第13条第1項に「第9条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日……に、被保険者の資格を取得する。」と、同法第14条に「被保険者は……その事業所……に使用されなくなった……日の翌日から被保険者の資格を喪失する。」と規定されている。

また、法人の役員の取扱いについては、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得する(「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」昭和24年7月28日保発第74号。以下「昭和24年通知」という。)とされている。

さらに、休職期間における被保険者資格については、「健康保険の被保険者が、……雇傭関係は存続するが会社より賃金の支給を停止されたような

場合には、個々の具体的事情を勘案検討の上、実質は使用関係の消滅とみるを相当とする場合例えば被保険者の長期にわたる休職状態が続き実務に服する見込がない場合……等に於ては被保険者資格を喪失せしめるのが妥当」とするが、「被保険者の資格を喪失することを要しないと認められる病気休職等の場合は、賃金の支払停止は一時的のものであり使用関係は存続するものとみられるものであるから、事業主及び被保険者はそれぞれ賃金支給停止前の標準報酬に基づく保険料を折半負担し事業主はその納付義務を負うものとして取扱うことが妥当と認められる。」(「休職と被保険者資格について」昭和26年3月9日保文発第619号。以下「昭和26年通知」という。)とされている。

(2) 昭和24年通知及び昭和26年通知の趣旨に徴すると、法人の代表者が無報酬であるときは、原則として被保険者の資格を有しないが、病気休職の場合など報酬の支払停止が一時的のものであるときは、法人との使用関係は存続し、被保険者の資格を失うことはないと解するのが相当である。

前記認定事実によれば、請求人が本件対象期間において無報酬とされたのは、傷病手当金の支給を動機とするものではあるが、その実質的理由は、請求人が病気療養のため、従前同様の業務を行うことができなくなったことによるものといえ、健康保険の被保険者が本件対象期間につき傷病手当金を支給したのも、請求人が病気療養のため労務不能であることを認めたからにはほかならない。また、請求人の病気の程度は、職務復帰がおよそ不可能なものではなく、請求人は療養中も可能な限度で本件会社の運営に関与し、従前と同様に行うことはできなかったが、代表取締役として業務を行い、本件対象期間後、請求人の報酬は月額5万円とされたものである。そして、〇〇年金事

務所が、算定基礎届において請求人の報酬月額が0円とされたことを知りつつ、本件会社に対し、従前の標準報酬月額による保険料を納付すべきものとしたのは、請求人の無報酬が病気療養のための一時的なものであるとの認定に基づくものと解され、本件会社はそれに従う保険料の納付をしてきたものである。これらの事情に照らせば、請求人の無報酬は、病気療養のための一時的なものであり、法人との使用関係は存続すると認めるのが相当である。請求人が、本件対象期間中、無報酬下でも病状の許す限度で本件会社の運営に関与しており、その後の業務遂行も同じ程度のものであったとしても、上記の認定判断を妨げるものではない。また、月額5万円の報酬が、請求人の労務の対償として低額に過ぎるかどうかは、別個の問題である。

したがって、請求人は、本件対象期間において被保険者資格を喪失しないというべきである。

- (3) 以上によれば、原処分は著しく不当であるから、取消しを免れない。よって、主文のとおり裁決する。